

第56回議会運営委員会記録

令和3年2月17日

【開催日】 令和3年2月17日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時54分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸	議員	吉 永 美 子

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 2 令和3年第1回（3月）定例会に関する事項について
 - (1) 会期案について
2月22日（月）から3月25日（水）までの32日間
議案件名・・・資料1
 - (2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について
申し合わせ事項44により行う。
 - (3) 議事日程案について・・・資料2

(4) 陳情・要望書の取扱いについて・・・資料3

- ・ 陳情書（市場問題の早期決着にご尽力願いたい）
- ・ 附属営業施設契約更新についての陳情書
- ・ 陳情書（議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について）
- ・ 陳情書（株式会社小野田公衛社民営化に関わる疑惑について）
- ・ 山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書

3 市議会モニターからの意見について・・・資料4

4 会派についての見直しのお願について

5 委員外議員の出席について

6 その他

午前10時 開会

長谷川知司委員長 皆さんおはようございます。ただいまから第56回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元にあるとおりに行いたいと思います。それでは付議事項1、山陽小野田市議会基本条例の検証について。これにつきまして、皆様方のお手元に配付しております現在の条文と修正案を、今までの皆様方の意見をお聞きした中で、委員長、副委員長、事務局とも協議しまして、私から皆様方に提案させていただきます。このような修正案を提案したことについて皆様方から意見をお聞きしたいと思います。読みましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）副委員長読んでください。

伊場勇副委員長 それでは修正案のほうだけ読み上げます。第34条、条例の見直し等。「議会は、一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証します。」。第3項「議会は、一般選挙を経た任期開始の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日前にそれぞれ、この条例に関する研修を行います。」という修正案です。以上です。

長谷川知司委員長 皆様方におかれましては、突然でちょっと読み込むには時間が要るかもしれませんが、意見があればお願いします。

河野朋子委員 見直しの第1項ですが、「2年ごと」というのを「任期中」といった議論がずっと出てきて、それに対して私は2年でよくて別に改正は必要ないんじゃないかという意見をずっと言ってきたわけです。今回出された修正案につきましては、検証のところだけじゃなくて、そもそも研修というか議員にきちんとこの条例が定着というか理解されてないんじゃないかということで、この2年ごとにこだわってきたわけです。第3項で、この研修について、時期がある程度明記してあって、研修を2回するということに変えられておりますので、第1項の検証が1回になるわけですが、それを補うといった意味では、第3項が改正されたことによって、条例の浸透とか理解とかがないので2年ごとと主張されてきた議員も、修正案を見れば、ある程度、賛同できるのかなと思いました。以上です。

長谷川知司委員長 第34条第3項を具体的に一つの例示として、こういう形で進めていったらどうかという資料もありますので、含めて意見があればお願いします。

岡山明議員 私は今回の修正案を見て、工程表の部分で2回目の研修会が23か月ということで、前期の研修会を行い、その後1か月、2か月目には検証するとようにすると、任期中に3回行われているような印象を受けるんです。そういう意味で、2回目の研修会は必要ないと。検証で2回目が続けられるんじゃないか。そういう状況で、1回目と2回目と行うことで、2年という数の部分は確保できると。そういう意味で2回目の研修会は、存在としてはあまり必要ないんじゃないかと、次の新しい委員会において検証ができるという状況であれば、それでいいんじゃないかなと思っています。多分2回目の研修は、逆に必要ないんじゃないか

なと思います。

長谷川知司委員長 私がこれを提案させていただいた理由は、検証につきましては議会運営委員会で行うということで、全議員ではないという状態であるので、あくまでも全議員が議会基本条例に携わることが大事ということから、2回ほど研修としております。検証というのは将来、全議員でやるようになれば、またそこはそのときに皆さんで考えていただければいいと思って、こういう形にしております。

岡山明議員 では、検証で全議員が関わるという状況であれば、全議員にアンケートをして見直しするという状況になります。1回目の検証のときにアンケートをすれば、その研修の形にも対応できるんじゃないかと思ったんです。検証する時点において、アンケートという全議員を対象とした研修を兼ねたような検証会にすれば、何ら問題ないと思います。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってください。今の岡山議員の件については、アンケートを取るっていうのは一つの方法で今やっておりますが、第2回の研修会において、その結果を受けて検証をどうするか新たに議会運営委員会で検討されますので、実際やってみてどうかということで行かれたほうが良いと思います。

山田伸幸議員 今審査するのは修正案でどうかということですので、私は、ただ、この修正案を基にどのように運営されるかというのは、次の議会運営委員会若しくは議長の思いによって、いろいろな進め方があるかと思います。アンケートがどうのこうのというのは、この修正案の審査の中では必要ないと思います。実際にこの修正案を見たときに、この間、先ほど河野委員も言われましたけれど、私たちが発言してきた内容が十分盛り込まれていると考えておりますので、私はこの修正案でいいのではないかなと思います。

宮本政志議員 私も先ほどの河野委員と山田議員と同じで、しっかりとした検証をするために、今回この第3項で研修会のことをきっちりこう表現されておりますので、私も今のこの修正案でいいと思います。以上です。

藤岡修美議員 私もこの修正案でいいと思っています。直接基本条例の検証が、本市議会の活動の検証になっているかという前回の議員研修会での指摘がありました、新しい評価モデルのやつです。その辺りを今後、議運で是非検討していただきたいなということを求めまして、私はこの条例の改正案、基本条例の検証の2年には賛成します。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。岡山議員が言われたことも、やり方は来期の議長の下で皆さんとともに検討していく、議会運営委員会を中心に検討されるということでもあります。そういうことで、この条例自体の修正案はこれでよろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）委員外議員の方も含めて今ちょっとお聞きしましたが、一応全員賛成ということで、結論とします。これについては終わりました、次にちょっと副委員長から報告していただきます。

伊場勇副委員長 数か月にわたり検証をした中で、以前、皆さんに、評価においてある程度達成であるとか、まだ不十分であるとか、そういった表を一度提出させていただきました。少し誤字や脱字がありましたので、もう一度しっかりと精査したものを作成しまして、皆様にはメールで確認したいと思います。それで異議がなければ、その後、全員協議会で委員長から、皆さんにこういった検証結果となりましたという御報告ができたらと考えております。以上です。

長谷川知司委員長 副委員長から今後の進め方も含めて報告がありました。そういうことで進めさせていただきます。付議事項1については、これで終わります。どうもお疲れ様でした。では、ここで休憩を入れます。5分後に、ですから20分から再開です。

(岡山明議員、水津治議員、藤岡修美議員、宮本政志議員、山田伸幸議員 退室)

午前10時11分 休憩

午前10時19分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、議会運営委員会を再開します。

山田議員から委員外議員として参加したいという要望がありました。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)山田議員どうぞ。

(山田伸幸議員 着席)

長谷川知司委員長 では続きまして、付議事項に令和3年第1回定例会に関する事項について、事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは(1)会期案から(3)の議事日程案についてまでを一括で説明させていただきます。会期については、2月22日月曜日から3月25日水曜日までの32日間の会期としたいと思います。議案件名につきましては、資料1、次第の裏面から4ページまでになります。それぞれの所管の委員会ごとに議案を分けておりますので御覧ください。まず令和2年度関係ですが、民生福祉常任委員会所管が3件、産業建設常任委員会所管が6件、一般会計予算決算常任委員会所管が、ありません、1件になっておりますが3件です。報告が2件あります。そして、令和3年度関係、つまり新年度になります。総務文教常任委員会所管が3件、民生福祉常任委員会所管が14件、産業建設常任委員会所管が9件、一般会計予算決算常任委員会所管が1件、山口東京理科大学調査特別委員会所管が1件になります。すみません、産業建設常任委員会所管の件数も間違っております。申し訳ありません。8件です。引き続きまして(2)宇部・山陽小野田消防組合議会の報告についてです。こ

ちらは、申し合わせ事項44により行うと書いてありますとおり、11月にあった消防組合議会の報告が行われることとなりますので、お示ししております。奥議員がされるとお聞きしております。以上を踏まえまして、議事日程案に入ります。資料2となります。こちらは3ページとなります。順を追って説明します。2月22日月曜日午前10時から本会議を開会しまして、会期の決定。諸般の報告は議会事務局長からの事務報告となります。そして、先ほど(2)で申し上げました宇部・山陽小野田消防組合議会の報告となります。次に、報告2件、先ほどの資料1にありました2件を一括報告及び質疑。そして、これも先ほどありました令和2年度関係議案の12件を一括上程から委員会付託まで。令和2年度関係については委員会付託まで行うこととなります。その次に、こちらがちょっと今から説明が必要なるんですが、令和3年度関係議案、議案第19号、こちらをまず1件のみ上程して、提案理由の説明までを行います。こちらは条例の制定になるんですけれども、対象の中に監査委員が入っております、本市議会の議選監査委員で河崎議員がいらっしゃいますが、除斥案件になるということから議題として分けるべきということで、こちらの議案のみまず1件上程から提案理由の説明まで行っておこうと思っております。そして議案第19号除いた残りの令和3年度関係議案の27件を一括上程して提案理由の説明までになります。例年のことで御存じだと思いますが、新年度関係の議案の質疑については、本会議の中日において行うこととなりますので後ほど説明で申し上げます。続きまして、23日火曜日は休会です。そして24日から委員会になります。まず24日の水曜日は午前9時から一般会計総務文教分科会を第1委員会室で行います。そして26日までの委員会は全て第2委員会室を予定しております。午前10時から民生福祉常任委員会と民生福祉分科会、25日木曜日は午前9時から産業建設常任委員会と産業建設分科会、26日金曜日は午前10時から一般会計新型コロナウイルス感染症対策分科会を予定しております。27日と28日は休会です。3月1日の委員会予備日を経まして、3月2日火曜日から3月5日金曜日までは、9時30分から本会議を開会して一般質問を予定しております。

本定例会における一般質問通告者は全部で14人でしたので、後ほど人数の振り分けを御協議いただけたらと思います。そして3月6日、7日は休会です。3月8日は一般質問と書いておりますが、後ほどの協議によっては、ここが変わってこようかと思えます。3月9日火曜日は午前10時から現年度議案の一般会計予算決算常任委員会全体会を予定しております。3月10日水曜日は午前10時から本会議を開会しまして、付託案件のうち令和2年度関係議案に対する委員長報告から採決までを行います。そしてその次の説明はちょっと今から必要なので一旦区切ります。諸般の報告を今年はこちらにも入れさせていただいております。先ほど説明しました議案第19号ですが、ちょっと地方自治法の第243条の2の第1項をちょっと読み上げます。この表題は、「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」です。「普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。」となっています。ちょっと長いんですけど、要は条例でそれを定めることができるということに基づいて、この度、地方自治法と施行令が共に改正があったことから提出されてきている議案と思われれます。この第243条の2第2項に、「普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」と規定されています。そのために、22日にこの議案が上程されましたら、事務局から議長名で監査委員に対して意見を求める照会文書を出して、回答を頂くことになろうかと思えます。その回答を頂いても議員の皆さんに通知する場面がありませんので、本会議の諸般の報告によって、局長から説明をしていただくことと回答文書を議席に配付することで、この意見を聞くということクリアしよう

かなと思っております。一応、宇部市議会の議場での運びを参考にさせていただいておりますので、議会運営としては間違っていないのではないかなと思っております。議場で報告が要るかどうかちょっと定かではないんですけど、丁寧な運びかなと思って提示させていただいております。以上が諸般の報告の説明になります。そして、諸般の報告が終わりましたら、22日に上程したとおり、今度は議案第19号のみの質疑と委員会付託まで、そしてそれ以外の議案を質疑と委員会付託までと考えております。そして、本会議終了後、一般会計予算決算常任委員会全体会で新年度の説明があります。そして、これも当初の予定から入れておりましたが、この全体会終了後、今回は日程が非常にタイトでありますので、委員長には既にお願ひしまして、理科大の委員会と分科会をこの本会議と一般会計全体会終了後に入れさせていただいております。執行部もこの日で出席可能ということで確認は済んでおります。そして、3月11日木曜日は休会です。12日金曜日から13日土曜日、14日日曜日の休会を挟みまして、17日の水曜日までが新年度に係る委員会の開催日になっております。15日月曜日は午前9時から総務文教常任委員会と分科会です。15日はすいません、産業建設ではありませんでした。これは民生福祉常任委員会と民生福祉分科会です。すみません。委員長報告のときに修正しておきます。12日を説明していませんでした。申し訳ありません。12日が総務文教常任委員会と総務文教分科会、民生福祉常任委員会と民生福祉分科会、15日は総務文教の委員会分科会と産業建設の委員会と分科会で間違いありません。申し訳ありません。15日は合っております。申し訳ありません。12日の説明が飛んでいただけでした。16日の火曜日が民生福祉常任委員会と分科会、産業建設常任委員会と分科会になります。そして17日水曜日が午前10時から一般会計新型コロナウイルス感染症対策分科会です。その後は18日の委員会予備日、19日の議事整理日、20日土曜日と21日曜日の休会、22日議事整理を挟みまして、23日火曜日午前10時から一般会計予算決算常任委員会の新年度に係る全体会です。そして24日水曜日の議事整理の休会を経まして、25日木曜日は午前10時から本会議

を開会し、まず先ほどの議案第19号に対する委員長報告質疑討論及び採決、そしてそれ以外の議案に対する委員長報告から採決までと、閉会中の調査事項についてで、全32日間を終える予定にしております。長くなりましたが、以上になります。

長谷川知司委員長 事務局から説明がありました。まず決めないといけないのは、一般質問の振り分けです。14人ですが、4人、4人、4人、2人で何か支障がありますか。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）一応そういう形で行かせていただきます。8日の一般質問はありませんが、予備ということによろしいですかね。休会なんかな。

中村議会事務局議事係長 これまで、この場合は休会で行っております。

長谷川知司委員長 ほかに委員の皆様方、何か意見がありますか。

山田伸幸議員 例年でしたら新年度関係の質疑が一般質問の最終日になるんですけど、これはいつになりますかね。

長谷川知司委員長 ちょっともう一回言ってください。

山田伸幸議員 新年度関係の議案の質疑です。例年だったら一般質問の最後とかになるんですけど。（発言する者あり）10日ですか。

長谷川知司委員長 一応10日になっています。

山田伸幸議員 10日が質疑ですか。初日にはしないんですか。

中村議会事務局議事係長 まず、令和2年度については、初日に委員会付託まで行います。新年度は、これまでも、今年で言うと3月10日に、質疑と委員会付託なので、提案理由の説明までが初日です。質疑は10日に

なります。

長谷川知司委員長 それは今までどおりという理解です。一応そういう予定でよろしいですか。

山田伸幸議員 質疑通告を求められているんですけど、以前、質疑は3回までということだったんですが、1回目に例えば項目ごとに10項目ぐらい並べて、2回目に再質問、3回目も再質問というやり方でよろしいですか。ちょっと確認させてください。

長谷川知司委員長 今までは分割質問になんですかね、要するに最初にまとめて質問して、それで理解できない分を2回目にして、それでも駄目なときは3回目ということです。最初にした質問に対して、2回目はもうそれ以外の新しい質問はできないと理解しております。

中村議会事務局議事係長 委員長が申されたとおりでいいと思います。

山田伸幸議員 質問通告は、最初の1項目、1回目だけでいいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）いいです、はい。

長谷川知司委員長 あまり多い場合は文書で出されないといけないと思います。

中村議会事務局議事係長 本市議会は、本来通告が必要なものと、規則だったかな、あると思いますので、それが本来であろうかと思います。

長谷川知司委員長 以上で、会期案について終わりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、(2)を事務局からお願いします。(3)まで終わったんですね、(3)まで。(4)まで終わったんですか。今から(4)ですね。事務局からお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは、(4)陳情・要望書の取扱いについてです。資料3になります。5つ出ておりますが、この度ページをちょっと振っておりませんので、区切りが分かりにくく申し訳ありませんが、件名をまず申し上げます。いつもどおり件名が陳情書とだけ出ている場合は、中身が分からないといけないので、括弧書きで主文等を事務局で拾って入れております。まず一つ目、陳情書。市場問題の早期決着に御尽力願いたいということが主文の中にありました。樋口様から出ております。これは1です。二つ目が、附属営業施設契約更新についての陳情書。こちらが高橋様から出ております。ページがちょっと多いので、御覧になってください。全部で18ページあり、最後が基本理念についてと書いてあるところになろうかと思えます。三つ目、陳情書。議員の不適切発言から見る議会議員の在り方についてということで、杉山様から出ております。これは全部で3枚です。四つ目、陳情書。株式会社小野田公衛社民営化に関わる疑惑についてということで、樋口様から出ております。ちょっとチラシがいろいろついておりますので、そこの最後まで。五つ目が、山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書。この1枚が高橋様から出ております。以上、五つの陳情・要望について調査委員会の決定をしていただけたらと思えます。

長谷川知司委員長 担当委員会を皆様方と話したいと思えます。1番の陳情書につきまして、皆様から意見があれば。（「産建じゃないの」と呼ぶ者あり）産建でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）私が言っているのかな。2、市場附属営業施設契約更新についての陳情書も産建でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）3番目、議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について。これは議運でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）4、陳情書（小野田公衛社民営化に関わる疑惑について）。これは財産分与ということですので総務でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）5番、地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書。これも産建でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで、陳情・要望についての取扱いは、よろしいです

か。では、次に3、市議会モニターからの意見について。資料4をお願いします。これについて、事務局からお願いします。

中村議会事務局議事係長 モニター意見に対する議会の考えと対応ということで、前回の議会運営委員会で議論していただいた内容を、副委員長が記録等を整理して作られてきましたので、整えてこちらに出しております。議会運営委員会に係るところのみ載せております。ただ、このモニター意見の最後、この資料の最後の3ページになりますけれども、産業建設委員会の「秘密会の会議録公開について」の回答が、現在まだこれではちょっと十分ではない可能性がありますので、委員長のほうで進めながら、もう一度確認しつつ、議会の考えと対応を御協議いただけたらと思います。

長谷川知司委員長 まず副委員長からこれを読み上げてもらえますか。

伊場勇副委員長 まず初めのモニターからの意見としては、議運のメンバーが4名になったが、健全な状態なのか。どのように考えているかということでした。その回答として、「健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいります。」というふうな回答にしております。以上です。

長谷川知司委員長 今回の件はこれでよろしいですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次をお願いします。

伊場勇副委員長 次のモニター意見としては、一般質問が自粛という議運の決定において、6月議会是一般質問した方が4名だったというところについての御質問です。それに対する回答としては、「新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明の中、感染予防対策等を鑑み、議会運営委員会において自粛を決定しました。一般質問をした人数については、各議員が慎重に検討した結果だと捉えております。」という回答です。以上

です。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 続いてのモニターからの意見としては、初めのモニターからの意見と似たような内容です。議会運営委員会の人数についてというところでは、また、新しいルールづくりが必要ではないでしょうかと書いておられますので、回答としては、「健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいります。また、新たなルールづくりについては検討してまいります。」という回答にしております。

長谷川知司委員長 はい、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 続いては秘密会の会議録の公開についての意見です。公表されていないのでこれはなぜかという御意見に対して、今の回答としては、「会議規則では、秘密会の議事の記録は公表しないとなっておりますが、議会運営委員会において、市の情報公開条例とそごが生じない取扱いをすると決定しました。」と。今のところこういう回答になっておりますが、これについて、先日、議会運営委員会で議論した内容をもう一度、正副委員長と事務局で少し内容を精査しましたので、その結果を事務局から少しお話しいただきたいと思っております。

中村議会事務局議事係長 まず、ここでちょっと副委員長が御心配されているのは、恐らくこれはなぜなのでしょうかとという答えになっていない、前回の議会運営委員会の中では答えが出ていないのではないかとこのころであろうかと思っております。おさらいをすると、産業建設常任委員会から議会運営委員会に秘密会の議事の取扱いの件が多分、投げ掛けられたと

思います。3月から4月頃にですね。4月23日か24日、とにかく下旬頃の議会運営委員会においてこの件を議運で協議しまして、ここにあるとおり、市の情報公開条例とそごはない取扱いをしていこうということを決めました。恐らくその決定に基づいて今度、産業建設常任委員会で部分消しというんですかね、該当するところの秘密事項を特定して、委員会記録を公開した状態になったかと思います。その後の流れはこのモニターの方がおっしゃっているとおり、一部、記録が公表されていないけど何でだろうかという意見になってきているのが、現在だと思います。前回説明したのは、会議規則に「公表しない」と書いてある経緯、それと弁護士にお聞きした経緯、情報公開条例第9条第1号に該当する事項であるから、もうそもそも公表するべきではなかったというところから、議長判断ではなくて議長に相談をしつつも事務局判断で委員会の記録をホームページでは見られない状態にしているというのが現在の状況になります。その辺りの説明を求められているというのが、このモニターの意見だと思います。

長谷川知司委員長 これについてはもうちょっと、内部で話す必要があるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

中村議会事務局議事係長 前回、高松委員がおっしゃっていた部分も一部あります。委員会で決定した事項と今ホームページに公開している、公開しないということで違っている状況は、これは確かに現在そうだと思います。ただ、黒塗りにする決定は、多分議会運営委員会の記録を見ると、議運ではしていなくて、産建では行っていると思いますので、その件でありましたら産建で、決まっておるルールに従って委員会の記録をやりぱり出すのか、もう一度産建で今話を全部総合して、出さないほうがいいのか。とにかく決定どおりになっていないというところが問題ということもあろうかと思います。その議論を産建にさせていただくというよりは、今後のこともありますので議運でそこも含めて議論すべきではないかなと思います。

山田伸幸議員 この説明で、情報公開条例とそごが生じない取扱いをするとあるんですけど、情報公開条例では、こういった部分についてはどのようなになっているんですかね。

長谷川知司委員長 事務局で分かりますか。

中村議会事務局議事係長 ちょっと手元にすぐ準備してから、お話しでもよろしいですか。印刷してきます。

長谷川知司委員長 ちょっと休憩しましょう。11時まで休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時1分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。市の情報公開条例の資料がちょっと必要だということで、そろえていただきました。皆さんお手元にあると思いますが、これと先ほどの回答について、御意見をお願いします。

山田伸幸議員 今の回答では、情報公開条例とそごが生じないとなっているんですけど、どういうふうに生じないかというのは、まだまだちょっと不十分だと思います。ですから、もうちょっと検討が必要じゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 山田議員から、ちょっとまだ検討が足りないんじゃないかとありました。これについて。

河野朋子委員 現在公表されていないというのは、この情報公開条例のどこの

部分を根拠にして、してないかということをちょっと明らかにしていただいたほうがいいと思います。

長谷川知司委員長 事務局お願いします。

中村議会事務局議事係長 情報公開条例第9条第2号と第3号になります。第2号が個人に関する情報、第3号が法人です。現在、まずこれが根拠です。当初がそれです。

河野朋子委員 今の説明を聞きますと、名前を黒塗りにしたり、会社名を黒塗りしたりして公開をすれば、この条例に沿っていると理解するんですが、この質問者は会議録自体が公表されていないことに対して疑問を抱かれているわけですね。それがなぜそうなったのかについて説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 その後、今の取扱いになった理由ですが、この条例の第1号に、法令又は条例（以下「法令」という）の規定により公開することができないとされている情報に基づいて行っております。

河野朋子委員 そうなりますと、同じ委員会で秘密会として開かれた会議録について、解釈が、この条例のどこを根拠にするかという部分が変わってきたということですね。それが原因でこういうことになったということでもよろしいんですかね。確認ですけど。

中村議会事務局議事係長 そのとおりです。

河野朋子委員 そうなりますと、この根拠のどちらが正しいかという判断をどこがするのかとか、そこをどのように統一していくかというのが、今後の課題だと思います。その部分について、議論してすぐに決着がつくものなのかどうなのか、ちょっと皆さんに聞いてみたいんですけど、どうな

んですか。

長谷川知司委員長 今、河野委員から言われましたけど、これについては、そこまで勉強して深く知識のある方はちょっとまだいないと思いますので、やはり皆で勉強して話す必要あるじゃないかなと思いますので、今後についてこれを検討すると。

河野朋子委員 となりますと、現時点の説明があって、今後これについては、きちんとというようなところまで回答すればいいかと思います。急いでやはり御返事したほうがいいと思えば、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかと思います。

高松秀樹委員 秘密会の議事の取扱いについては、一般的には、秘密会なので公表しないと。会議規則にうたっているとおりなんです。しかし、全国的に新たな議会活動という中で、秘密会の捉え方も変わってきている状況だと思っています。しかし、河野委員が言われたように、しっかりここは協議して、市議会としてどういうふうに秘密会の事項を取り扱うのかということをやった後に、回答を出したほうがいいのかなと思います。

山田伸幸議員 やはり最近の知見では、会議規則でどこまで縛るかというのが議論されていますので、ここは、公開をしようということに至った産建のこととかを、いろいろもう少し調べていく必要があるんじゃないかなと思います。議会としては、できるだけ公開していくという姿勢が大事だと思います。

高松秀樹委員 うちの会議規則も、標準会議規則から拾ってきた条文をそのまま入れている状況だと思うんです。全国議長会の見解は、基本的には会議規則のとおり公表しないということだと思います。産建でこれをどうするかというときに、事務局からうちのアドバイザーに問合せしてもらって、アドバイザーの意見は、個人情報等、基本的人権に抵触するとか

名誉を傷つけるとかというところは黒塗りにして、その他を公開するのがふさわしいという回答だったと思います。それによって産建の中でそういうことをやって議運にも1回投げたと。議運では議運決定ではなくて、ここに書いてあるように、そごが生じない取扱いをするというふうにしています。産建でまたこれが問題になって、産建では、議運にちよっとこの取扱いについては、もう委任したいということでしたので、やはりこの中で、しっかりどう取り扱うのかを決めていけば、それでいいと思います。

河野朋子委員 今後の進め方については私もそれでいいと思うんですけど、この質問者が、なぜ今公開されてないのかということについて疑問があるんであれば、現状は会議規則に基づいてやっているけれども、今後こういうことについて、議運でしっかりと結論出したいというところまで、やはり回答したほうがいいと思います。それを何か先延ばしにするのはちょっとどうかなと思います。

高松秀樹委員 今の意見には賛成です。今のプロセス、ここまでどうなってきたのかということを書いて、今後しっかり協議していくということを書けばいいんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうことで作っていただいて、これについては委員長と副委員長に任せてもらっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、最後です。

伊場勇副委員長 最後のモニターからの意見です。こちらの意見は感染防止策としての具体的な提案も含まれた意見でした。その意見に対して、回答として、「貴重な御意見を頂き、ありがとうございます。参考にさせていただき、感染症予防対策に努めてまいります。」という回答にしております。

高松秀樹委員 3月定例会におけるサーキュレーターを使ったコロナ対策は、
どのような予定ですか。

中村議会事務局議事係長 12月定例会同様になっています。サーキュレーターは3つ事務局で準備しておりますので、これを一方向に向けて流す換気、それから、さっき一般質問とか本会議のときに言えばよかったんですけども、12月定例会のときと同様に休憩を設けて、そのときに窓を開放して、サーキュレーターを回す、それからアクリル板もそのまま付いておりますので、そういう対応でよろしいかと思えます。

高松秀樹委員 そうであれば、回答を見ると、全く対策をしていなくて、「御意見ありがとうございます。御意見を参考にさせていただきます。」となっていますので、しっかり今の対策をまず書くことが大事だと思います。やっていますということなんでしょう、今は。プラスアルファでコロナ対策をやっていますということなんで、それを書かれたほうが良いと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、今の高松委員の意見を参考にして、現在の状況を詳しく書いて回答するというので、これについては委員長と副委員長に任せたいと思います。では、これで付議事項3を終わります。次に、会派についての見直しのお願について。ここで、5分ほど休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時18分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。ここで吉永委員から委員外議員として今後の議題について参加の希望がありました。が、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）吉永議員どうぞ。

(吉永美子議員 着席)

長谷川知司委員長 4、会派についての見直しのお願についてという議題です。今日吉永議員がこれについての依頼文書を出しておられます。吉永議員がいらっしゃいますので、吉永議員から改めて説明していただければと思います。お願いします。

吉永美子議員 本日はこういう機会を与えていただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。実はこの会派について見直しのお願いは、この度で2回目となります。以前平成26年5月19日付けで、前議会で、出させていただいておりました。そしてこの度2回目ということですが、見直しのお願の要点は、ここにありますように会派人数、議会運営委員会の出席要件について、これまでこれといった議論もないまま現在に至っております。全国的に議員定数が減っている中で、県内の状況につきましては、参考として、会派に関する県内状況の取りまとめをお出しさせていただいておりますが、会派人数を2人としている市が多く占めております。ちなみに7市が2人以上となっております。議会運営に関しまして、多様な意見を反映させるという意味からも、会派人数の取扱いにつきましては、是非見直しを御検討くださいますようお願い申し上げます。以上です。

長谷川知司委員長 はい、分かりました。今、吉永議員が言われたことについて、会派についての見直しのお願いと表題にあります。あわせて、議会運営委員会への出席についてもという理解でいいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)何か皆様方から意見があれば。

山田伸幸議員 今の吉永議員の発言で、会派として構成が認められれば、当然議会運営委員会は会派の代表者、会派から3人につき1名となっているので、それが2人につき1名という見直しになることになるんですが、

そうなると最大は11人になります。今は少な過ぎますけど、11人の議会運営委員会というのはどうなのかというのもありますけれど、どのように考えたらいいんでしょうかね。ここは皆さんの御意見も、是非お聞きしたいです。

高松秀樹委員 山田議員の言われたことなんですけど、まずその会派の構成、人数と議運に出せる要件は別なんですよ。恐らく表にもあると思うんですけど、会派2人制を取っていても、議運には3人以上、3人で1人充てになるということだと思っんです。でも、吉永議員が言われるのは、同時に議運に入りたいということだと思っんで、そこが一番大事なところだと思っいます。山田議員の言われるように、2で割るとこういう人数になりますと。それはいかなものかというところは、しっかりやっぱり協議を重ねていく必要があると思っいます。

山田伸幸議員 他市の例では、政党であれば1名以上若しくは2名以上で会派とすると規定されている例もあります。美祢市はそうなっています。そういったことも検討して見直しがされるといいんじゃないかなと思っいます。

吉永美子議員 実は、平成26年5月19日に出させていただいた会派について見直しのお願ひの中には、会派人数を3人としながらも、政党所属の議員については交渉団体として認め、別枠としている市もありますというふうに、政党所属の議員については別枠という点も主張させていただいておりました。しかしこの度は、政党というところはもう外しまして、県内の状況を見まして、2人以上というのが会派の人数の要件であるというところが多いところ、また定数も、我が山陽小野田市も減っておりますけれども、そういった全体の考えの中で、政党というところをあえて今回除かせていただいたところですよ。

高松秀樹委員 恐らく議論すべきは、会派の構成要件を2人にするというところ

ろは、そこまでではないんですけど、議運への参加の案分を2人に1人とするのか、3人に1人にするのかというところだと思います。いわゆる前も言ったように、交渉会派として認めるのかどうなのかというのが一番大事なところで、吉永議員は政党会派という意味合いでないという言葉方をしたんで、そこも含めてしっかり協議していかないといけないと思います。吉永議員は、平成26年にも出して棚ざらしになっていて、早く結論を出してほしいということなんで、この結論はやっぱり出さざるを得んと理解しています。

長谷川知司委員長 先ほど山田議員が言われましたけれど、議会運営委員会のメンバーは、どの程度が望ましいのかということを考えてときに、半分ではどうなのかということですね。2人にしたときには最大11名が出てくるようになりますから、そうしたときに議会運営委員会としてそれが適正と思われる人数なのかどうか焦点になっていくんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 半分の人数が議会運営委員会に配属されることが適当であるか適当でないかということと言われると、恐らく適当でないと思います。でもそれは単純に2で割った数字ですよ。実際どうなのかと考えると、そこまで行かないですけど、割算からするとその数字になるということを見ると、どうなのかなという気はします。

河野朋子委員 会派をどう考えるかということと別にして、議運の構成人数というところの視点からちょっと考えたときに、議員定数についての議論をもう大分前にしたんですけど、そのときにずっと出てきたことは、やはり委員会運営というか、会議について適当な人数として出てきた数字が7人から9人でしたかね。これはいろんなところの文献というかそういった研究したデータにより、7人から9人の構成による会議が一番議論が出やすいしまとめやすいといったことから、本市議会も委員会の人数から入って行って最終的に22人というところにたどり着いたという

ような経緯があります。ですから、まず効率的なというか議論が出しやすくて、最終的にはまとめやすい人数というある程度の目安がありますので、議会運営の点から、委員会についてもやはりそれぐらいの人数が好ましいのではないかとということから考えていくと、2人の会派で議運になると、やはりちょっと22人という規模となるとどうなのかなと思います。そういう視点からいけば、2人会派を認めるとか認めないとか、その辺のもうメリットというのか、それがどういう効果があるのか、議運に出る以外に何かほかにあるのかということところで、もしお考えがあるようでしたらお聞きしたいなと思います。

吉永美子議員 今回、山陽小野田市におきましてもいろんなことが起きておりますけれども、やはり同じ方向を向いて同じ心情の中で会派を組んでいくということでは、2人であるとやりやすいと思っています。それとあわせて、先ほど申しあげましたように、山口県内の市の半数以上が、やっぱり2人というところは、それぞれの議会で何人がふさわしいのかということを考えられた中で、やはり会派として組みやすいというところはあるのではないかなと感じているところです。そういった県内の状況を見ながら、議運に出るか出ないかという以前の問題として、やはり2人がやりやすいというところはあるのではないかと感じています。旧山陽町の場合には、定数が20人だったはずですが、2人となっております。合併しまして3人になったというところで、旧小野田市はもう3人が当たり前でやってこられたと思うんですけども、旧山陽町の場合は2人でやっていたというところで、私は4年間いたというところもちょうと心情の中にはあるかとは思っています。

長谷川知司委員長 進め方としてどうしましうかね、まず会派です。議運にこだわらない会派について、ちょっと意見を聞きましょう。議運にこだわらない会派ですね。

伊場勇副委員長 今3人の会派制を敷いている根拠をまたしっかり確認をする

べきかなと思います。そして、2人会派を認めたときに、どういった影響があるのかというところもちゃんと議論して確認をしないと、確かに2人だと組みやすいかなと思いますが、ただ、3人のほうが、お互いがまたちょっとニュアンスが違う意見が会派の中で出たときに、また更に良い議論ができるのかなと思ったりもします。その辺はちょっと、いろんな状況があると思いますので、もうちょっと勉強して研究しなきゃいけないのかなと思います。

山田伸幸議員 参考として。以前、旧小野田市議会的时候は、会派のときもあったんですけど、常任委員会の委員長と副委員長が議運のメンバーになっていたこともありました。

高松秀樹委員 委員長と副委員長が議運のメンバーになるって、恐らくいろんな問題が出てくるんですよ。過去のこと言われたんで、それはそれとして、吉永議員が2人会派を認めてほしいというところを見ると、政党内会派と考えるのであるならば、これはもう言わなくても理念が恐らく共有されているという意味合いからしても、認める方向でいいんじゃないのかなという気がします。それと議運に出るのはちょっと別問題です。会派をどうのこうのというところはそう思います。政党内会派については、認めてもいいんじゃないかなという気はしています。

長谷川知司委員長 今言われたのは2名以上ですね、1人ではということではなくて2名以上ですね。はい、分かりました。議運とは別に、会派として、政党内会派であれば2人以上で認めてもいいんじゃないかという意見がありました。

山田伸幸議員 政党内会派は2名以上、それ以外は3名以上ということで今の提案だということ受け取っていいんでしょうかね。

長谷川知司委員長 あくまでこれは会派についてです。事務局にお聞きします

が、そのようになったときに、議会運営とかほかの支障というのは何かありますか。

中村議会事務局議事係長 会派のことは、いろいろと基本条例にも書いてあり、政務活動費に関するものもあったり、議会運営委員会の場合は運営に関する規定があったり、申し合わせ事項、この辺りが、会派についての記載が影響してくる部分だと思います。ちょっと今思い描く中では、特にはないです。ただ、前回お話したずっと議論になっているその会派の検討、議運の委員の件は別だというスタンスからすると、最初に山田議員が言った委員会の運営自体として考えると、というところが今なっていると思います。会派だけですと特に何も影響はないような気がします。すいません、ちょっともし調べて何か訂正がありましたら、また発言し直しさせていただけたらと思います。

長谷川知司委員長 会派が2人になるということであれば、2人以上で政党であれば、そんなに問題はないんじゃないかと考えられます。今、結論はちょっと置いておきます。次に議会運営委員会が、2人で1人ということになったときに、人数が多くなる。実際に委員会構成とすれば、7人から9人ということ、ちょっと多いんじゃないかということですね。吉永議員としては、議運に会派として出られないのであれば、2人というのはそんなに言わないんですか。あくまでも議運に出たいということが目的ですか。2人会派から議運に出したいと。そうじゃないんですか。

吉永美子議員 会派の代表者会議とか、いろんなものがありますね。だからやはり会派としてみなされるのと、会派としてみなされないのでは、大きな違いがあると感じています。それで、当然公明党の場合には現在2人ですから、2人となれば会派として認めていただいて、また議運への参加はまた別として、会派ということでは現在と大きな違いが出てくると思っています。だから、それは公明党として大変喜ばしいところですが、ここに状況として取りまとめさせていただいておりますように、2人だ

から議運に参加というところになってないところも当然あるわけで、それは別で議論していただけたらというところでは、まず会派として認めていただけるかというところは、2人会派を認めていただければ、それは当然ありがたいと感謝するところです。議運への参加とはまた別です。

高松秀樹委員 会派代表者会議と言われましたけど、正式にはないですよ、うちの市議会には。ないけど、例えば今後、今から議論される委員外議員の出席等についても、やはり政党議員が2人いらっしゃるので、恐らく議長も議運の委員長等もいろいろ配慮されている状況だと思うんです。しかし、吉永議員はその配慮じゃなくてしっかり会派として積極的にそういうところに参加参画したいということであるならば、そんなに拒否反応を示すような案件でもないような気はするんですけどね。その代わりに、あくまで政党内会派じゃないと難しいんじゃないかなと思います。

吉永美子議員 高松委員に聞いていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）高松委員としては、政党ならば2人でいいけど、ほかの政党じゃない人はやっぱりこれまでどおり3人であるべきだという考え方を持っておられるということでしょうか。

高松秀樹委員 そうとは限らないんです。なぜ政党ならいいのかというのは、恐らく基本理念が共通認識されているというのが、もう分かっていますよね、私たちも。だからです。いろんな今の3人会派も批判があるんですけど、つまり、とにかく2人作ろうという話で会派を作るのは本末転倒になってくるというところでは、それは公明党にはきっとないだろうなというところでは。

吉永美子議員 会派代表者会議をこれまでもやったことがあるけど、それはきちんとした位置づけをしていない中でやっているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

長谷川知司委員長 必要に応じて、会派代表者会議を開いているということですね。それはあくまでも議長なりの要請とかですね。議会運営委員会とはちょっと別にして、会派については政党であれば2人でも認めるという方向でどうかということですが、これについてどうでしょう、皆さん。

河野朋子委員 そうなると、今の議運の規定によれば、各会派から出すとなって……（発言する者あり）これには該当しないということですね。

山田伸幸議員 私はこれまで何度も委員外議員として参加しているのは、やはり議会運営に携わりたいという思いがあるからであって、ここに山陽小野田市議会の方向性をかじ取りをする重要な部分を託されているので、私は本来なら会派の代表者として出てきたいんです。ですから、政党として許されるならば、それも議運の一員として、正規の委員として、議決権を得て参加したいと思います。参加すべきだと考えております。

高松秀樹委員 2人で形成された政党会派を会派として認めるのかどうかということと、それによって議運に選出していただけるのかどうかを一緒に協議すると恐らく時間が掛かります。まずは、吉永議員の言われるように、2人でも政党会派を認めるかどうかというところをきちんと決めていただきたいんですが、結構議会にとって重要な問題になるかどうかと思いますので、是非1回、それぞれの会派の皆さんの意見を聞き取りして、できれば次ぐらいに決定できればなと思います。

長谷川知司委員長 今、高松委員からありましたのは、要するに政党会派であれば2人でも認めるかどうかということのを会派で持ち帰って協議してもらいたいと。それを持ち寄ってまた次回話したいということですが、それでよろしいでしょうか。これはあくまで会派だけですね。

河野朋子委員 前回議運に出されているんですよね、たしか。前は平成二十何年度ですか、それはやはり議運で議論されたんですよね。そのときの

経緯とか結論がどういうことだったのか、もし分かればお願いします。

中村議会事務局議事係長 議運の記録が要点筆記なので、音声を全部聞いていないんですけど、結論としては、2人の要望があったけど従来どおり3人でいくと。当時、下瀬委員からは、委員外議員の手続をすれば議運に出るのに、その手続もしていないのがよく分からないという御意見もありました。(発言する者あり)ほかの意見はちょっとありませんでした。確かに出されたのがそのぐらいの頃なんですけど、最終的にこの議論の結論が出たのが、吉永議員がおっしゃるように、平成28年3月の議運なので、間が二、三年空いています、持ち帰った後に。最終的には、もうその結論であっさり出ています。ただ、今言ったように、また改めて出てきて、前は資料として提示しました。今回吉永議員の意見を聞いたので、持ち帰ってもう一度というのが高松委員の意見だと思うんで、議員の皆さんで決められたらそれでよろしいかと思えます。

長谷川知司委員長 前回の結論をきちんとお聞きしましたので、それを踏まえてまた1回会派に持ち帰って、再度協議としたいと思えます。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、付議事項5、委員外議員の出席について、これにつきましては、現在議会運営委員会のメンバーが4名ですが、無会派の方が10名ですので幅広い議員の意見を聞くためには、あと3名ぐらいを委員外議員として参加していただくのがいいんじゃないかということろまで、前回話は決まりました。そのメンバーをどうするかということでしたので、事務局から無会派の議員の方に希望を聞いてもらいました。そうしたところ、3名の希望がありました。名前を申しますと、山田議員、吉永議員、杉本議員です。ちょうど3名ということではありますが、これについて何か皆様から意見があればお願いします。ちょっと山田議員と吉永議員は自分のことですから言いづらいと思いますが、ここはちょっと、メンバーとしておってください。

高松秀樹委員 手続の問題なんですけど、委員外議員の場合は、本人が発言の

申出がある、又は委員会側から発言の要求があるということだと思っ
たんです。だから、本人の希望を取ってというのは水面下の話だと思
うので、あくまでも今の3人から、委員外議員としての出席の要求
があったと捉えていいんですか。

長谷川知司委員長 はい、そうです。

高松秀樹委員 であれば、異議なしです。

長谷川知司委員長 ほかにありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
先ほど申しました3名の方に委員外議員として、今後の議会運営委員会
については参加していただく。ただし、会派編成が変わった場合は、そ
のときに再度協議しますということによろしいでしょうか。

高松秀樹委員 1点確認しておきます。いつの議運からいつまでの議運に委員
外議員として出席要求をするんですか。

長谷川知司委員長 次回の議運から会期まで。会期というのは改選までです。
よろしいでしょうか。

中村議会事務局議事係長 多分まだ基本条例が残っていますので、プラス2人、
今9人いて、プラス今入られた杉本議員と吉永議員も入られると11名
になります。しかし、委員外議員は多分本当は事件ごとですので、その
事件を特定すれば、どれからどれでも全然いいと思うんですけど、基本
条例に関しては既に9名で決定していますので、そこをどうされるかち
よっとお話しただいたほうがよろしいかと思えます。

長谷川知司委員長 基本条例はまだ終わってないんかいな。第34条についま
しては、今までの流れがありますから9名で行ったほうがいいと思いま
す。ですから、その2名の方については、議会基本条例以外のときに入

っていただくと。次回から、そういう認識でいいでしょうか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで、いきたいと思います。

中村議会事務局議事係長 さっきちょっと少し気になった点がありました。会派の見直しがあったらとあったんですけれども、当然会派再編というのはもちろんそうですけど、さっき切離して考えるというお話があったので、会派の再編があったら即という話じゃなくなってくるんじゃないかなと思います、正式に言えば。会派の再編があったらすぐというと、ちょっと違ってくるのかなと思います。議運の出席とそれを区別するという話だったかと思うので。（発言する者あり）そのような意味であれば、分かりました。

長谷川知司委員長 そういうことでいきたいと思います。付議事項6、その他事務局から何かありますか。

中村議会事務局議事係長 さっき少しお伝えした議場における一般質問の場合の休憩の考え方のうちで、二つあります。一つが、さっきお伝えしたとおり、休憩のときに議場を開けて換気を行い、時間を前回決めたと思います。通告書にも記載していただきました。そこで、午前中を同じように2人目があつた場合は12時で切らず、終わるまでやるかどうかをもう一度確認していただきたいというのが、まず1点です。それと、議長の入退場です。ちょっと事務局からもお伝えが悪かったかもしれませんが、休憩のときも、議長は座りっ放しで再開しますと言ったんですが、お1人がされるときの休憩のときを最初私たち想定して、実は、この間の一般質問ときは、一般質問をされる方が変わったときも、もう座りっ放しから再開になってしまったので、ちょっとその運用がどちらがいいかをもう一度確認していただけるといいかなと思います。もともとは休憩がないときで一般質問をされる方が変わるときは、議長は入りしなしておりました。ベルとブザーも鳴らしておりました。前回休憩を入れることによって、議長は入りっぱなしで再開しようとなった

んですけど、それは、お1人の方の休憩のときを想定していました。でも、前は一般質問される方が変わったときも座りっ放しで再開したので、その運用でいかどうかをもう一度確認してください。

長谷川知司委員長 座りっぱなしで何か支障があれば。議長、いいですか、それで。（発言する者あり）

中村議会事務局議事係長 映像上はきちんとカットしますので、実際の映像上は議長が座っているところから始まっております。

長谷川知司委員長 最初は当然議長が後から入ってやりますけど、それ以降は座ったままでということでやって、支障があったらまた話したいと思います。議長そういうことで、よろしくお願いします。

石田議会事務局次長 来年度の市議会アドバイザーの件です。議会アドバイザーは任期が1年で、年度単位でお願いをしております。現在は、江藤先生と中村先生のお2人をお願いしております。来年度につきまして、この同じお2人の先生をお願いしてよろしいかどうかの確認です。そして、お願いするとしても、来年度、議員の任期が10月9日までですので、もしお願いするとしても一応その日までの任期でお願いをしたいと考えております。御協議をよろしくお願いいたします。

長谷川知司委員長 事務局から提案がありましたが、何か意見がありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局の提案どおりお願いしたいと思います。ただしこれはあくまでも相手様の意向が沿ったとき初めてできますので、うちの意向をお伝えしてください。ほかにありますか。次の全員協議会は2月22日の午前9時半からです。ほかはないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なかったら、一応これで議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。ちょっと委員長の不手際で確認事項を忘れておりましたので、皆様に確認します。一般質問につきましては、1

2時を過ぎても、その質問者が終わるまで継続するかどうかということですが、継続でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、継続するという事で御理解をお願いします。終了させていただきます。

午前11時54分 散会

令和3年（2021年）2月17日

議会運営委員長 長谷川 知 司